

医療法人社団雄飛会 あさがおケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団雄飛会が開設するあさがおケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の対場にたって援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的にかつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 都道府県及び市区町村が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 あさがおケアプランセンター
- ② 所在地 柏市高田825-8

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 1名以上（内1名常勤）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間　午前9時から午後6時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求める。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は自社方式等を用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
実施地域を超えて行う事業に要した交通費（通常の事業の実施地域を越える地点から起算し 1 キロ 50 円）
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、柏市、流山市、我孫子市、松戸市とする。

（相談・苦情・ハラスメント対応）

- 第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情、ハラスメント等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情、ハラスメント等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
 - 3 自ら居宅サービス計画に位置づけたサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
 - 4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
 - 5 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（事故処理）

- 第9条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
 - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

- 第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号定める記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- ① 居宅サービス計画
 - ② アセスメントの結果記録
 - ③ サービス担当者会議等の記録
 - ④ モニタリングの結果記録

- ⑤ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - ⑥ 利用者に関する市町村への通知に係わる記録
 - ⑦ 苦情の内容などに関する記録
 - ⑧ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第11条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団雄飛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業業務計画)

- 第12条 業務事業計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害の発生時において、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修や訓練を定期的に実施するものとする。

(衛生管理)

- 第13条 職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 職員等へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会(ZOOMを活用して行うことができるものとする)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る。

(虐待防止)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会（ZOOM を含む）を定期的に開催するとともにその結果について、従業者等へ周知徹底を図る。

② 虐待防止のための指針整備を行い、マニュアルの策定をする。

③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する者とする。（虐待防止）

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則 平成30年3月1日

（施行期日）この規則は、平成30年3月10日より改正する。

附則 令和元年10月1日

（施行期日）この規則は、令和元年10月1日より改正する。

附則 令和5年2月1日

（施行期日）この規定は、令和5年2月1日より改定する。

附則 令和7年5月1日

（施行期日）この規定は、令和7年5月1日より改定する。